公　開　会

千葉西総合病院へリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 24 年５月７日

東京航空局長　江口　稔一

１　事案の内容　平成24年国土交通省告示第535号に係る千葉西総合病院へリポートの設置について

２　日時　平成24年５月30日14時

３　場所　松戸市文化会館　大会議室　千葉県松戸市千駄堀646番地の４

４　主宰者　国土交通省東京航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

５　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成24年５月18日17時までに必着するよう、郵便番号102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号東京航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

６　傍聴　傍聴人の人数は50人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日13時30分から松戸市文化会館　大会議室で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

諮　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月７日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大成建設株式会社　代表取締役　山内　隆司　東京都新宿区西新宿１―25―１　国土交通大臣許可（般・特―23）第300号、飛島建設株式会社　代表取締役　伊藤　寛治　神奈川県川崎市高津区坂戸３－２－１　国土交通大臣許可（特―19）第1400号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成24年５月８日から平成24年５月22日までの15日間

４　処分の原因となった事実　大成建設株式会社及び飛島建設株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成13年12月14日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審判手続きを行ってきたところ、平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴し、高裁判決により審決取り消しとなったが、公正取引委員会が上告し、平成24年２月20日最高裁判所判決により高裁判決を破棄し、審決の維持が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月７日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　佐田建設株式会社　代表取締役　荒木　　徹　群馬県前橋市元総社町１－１－７　国土交通大臣許可（特―20）第3567号、株式会社不動テトラ　代表取締役　竹原　有二　東京都中央区日本橋小網町７－２　国土交通大臣許可（特―19）第1868号、安藤建設株式会社　代表取締役　野村　俊明　東京都港区芝浦３―12―８　国土交通大臣許可（特―19）第1850号、株式会社大林組　代表取締役　白石　　達　東京都港区港南２―15―２　国土交通大臣許可（般・特―21）第3000号、株木建設株式会社　代表取締役　株木　雅浩　茨城県水戸市吉沢町311―１　国土交通大臣許可（特―23）第３号及び東洋建設株式会社　代表取締役　毛利　茂樹　東京都江東区青海２－４―24　国土交通大臣許可（特―19）第2405号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成24年５月８日から平成24年５月22日までの15日間

４　処分の原因となった事実　佐田建設株式会社、株式会社不動テトラ、安藤建設株式会社、株式会社大林組、株木建設株式会社及び東洋建設株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の